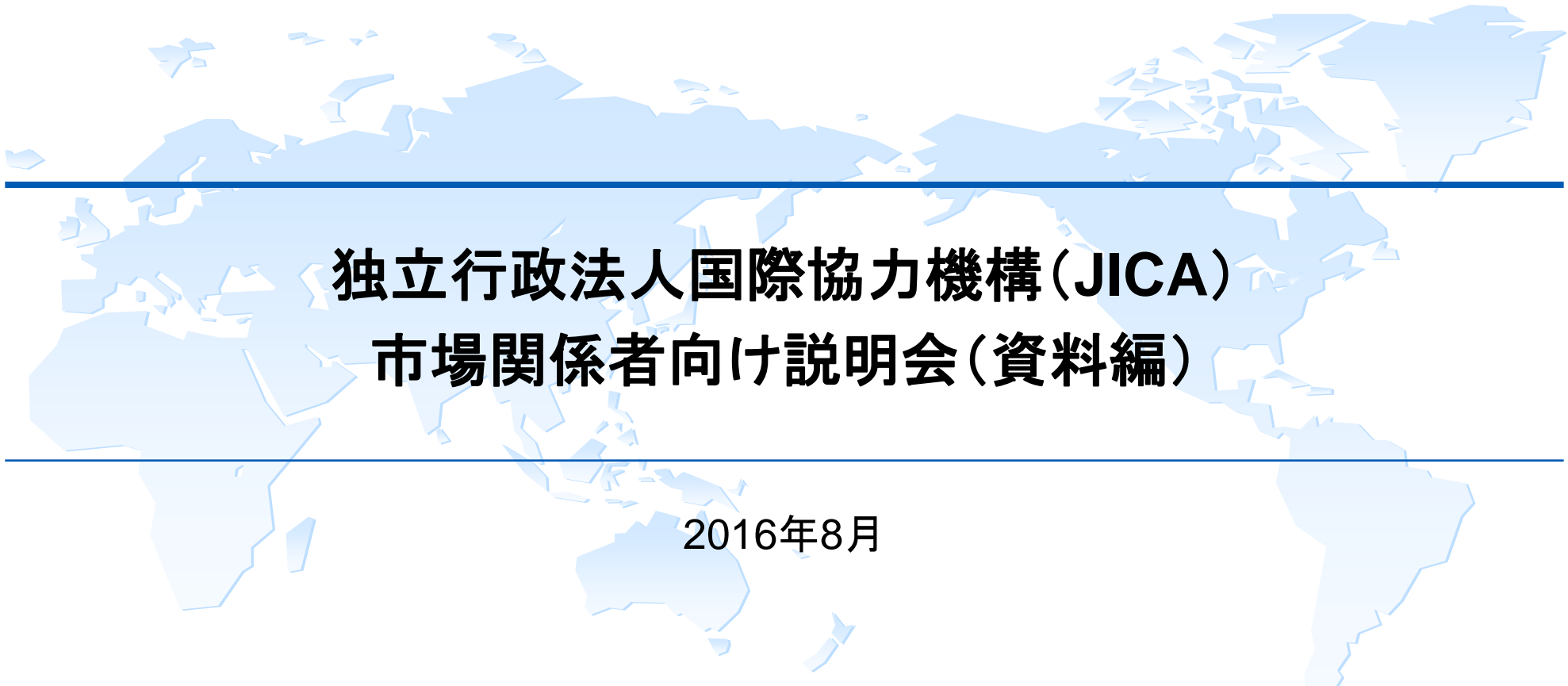


---



**独立行政法人国際協力機構（JICA）  
市場関係者向け説明会（資料編）**

---

2016年8月



独立行政法人 国際協力機構

# 目次

---

I. サステナブル投資としてのJICA債	P. 3
II. 政策的位置づけ	P. 10
III. 財務情報	P. 15
IV. 民間連携、地方における取組	P. 20
V. コーポレートガバナンス	P. 24

# I .サステナブル投資としてのJICA債

投資意義： すべての人が恩恵を受ける社会実現のために～持続可能な国際社会づくりへの貢献～

- JICAは**開発途上地域の経済・社会の開発、日本及び国際経済社会の健全な発展のために**有償資金協力業務を実施し、地球全体の課題解決を図るべく事業を行っています。
- **持続可能な国際社会づくりに貢献することで、長期的な観点で社会・環境等の問題へのリスクを軽減し、企業活動を含め国際社会全体の成長のためにより良い環境を整えます。**
- そのため、JICAが発行する債券であるJICA債への投資は全て**サステナブル投資(ESG投資\*)**として認識することができます。

投資資金使途の透明性・公正性

- 事業の実施においては、**明確なルールのもと、透明性・公正性を確保**しており、投資資金が地球全体の課題解決を図るという目的を実行するために使用されていること、また、その**成果を確認**することができます。

□ JICAの透明性・公正性のポイント

1 資金使途： 開発途上国向けかつ国際社会の平和と安定及び繁栄のための貸付

2 審査・選定方法： 日本政府・外部専門家も関与する厳格な審査承認プロセス

3 評価・報告： 定量的な事後評価の実施と高い情報開示

\*ESG投資は環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行う投資と理解されています。

# I. サステナブル投資としてのJICA債

## (1) 資金使途

### 調達資金の充当先

#### 1. 開発協力の目的に合致したプロジェクト

- 有償資金協力業務の対象となるプロジェクトは**開発協力大綱**の基本方針のもと、**国別援助方針**に沿って選定されます。こうした方針は**政府がJICAのみならず、有識者、NGO、企業、相手国政府など第三者の意見も踏まえ策定する**ものであり、有償資金協力業務は十分に議論された方針の上で実施されます。

基本方針

開発協力の目的

- ✓ 国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。
- ✓ 我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった**国益の確保**に貢献する。

基本方針

- ✓ 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- ✓ 人間の安全保障の推進
- ✓ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

重点課題

- ✓ 「質の高い成長」とそれを通じた**貧困撲滅**
- ✓ 普遍的価値の共有、**平和で安全な社会**の実現
- ✓ **地球規模課題への取組**を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

### 開発協力大綱

- 被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、**当該国の開発計画、開発上の課題等を総合的に勘案**して日本政府が援助方針を策定しています。
- 援助方針の策定に当たっては、被援助国において**在外公館、JICA現地事務所等で構成される現地ODAタスクフォース、相手国政府、他国援助機関、NGO、企業等**の意見を踏まえることとしています。
- 当該国への援助の意義、援助の基本方針、重点分野、留意事項を策定します。
- 原則として全てのODA対象国について策定しています。

国別方針

### 国別援助方針

# I. サステナブル投資としてのJICA債

## (1) 資金使途

### 調達資金の充当先

#### 2. 開発途上国向けの貸付

- 円借款は**全て開発途上国向け**の貸付です。**国連及び世銀の基準による所得階層\*1のうち、LDC～卒業移行国までが対象**です。また、比較的所得の高い中進国及び卒業移行国については分野を限定しての支援としています。

所得階層	基準	国(表中の国名は過去3年間で新規承諾があった国)	限定分野
<b>LDC</b> (国連総会の決議により認定された特に開発の遅れた国々)	一人当たりGNI: US\$ 1,035以下 かつ HAI*2: 60以下 かつ EV *3: 36以下	カンボジア、ミャンマー、バングラデシュ、ネパール、 バヌアツ、タンザニア、ラオス、モザンビーク、ザンビア など	—
<b>貧困国</b>	一人当たりGNI: US\$ 1,045以下	—	—
<b>低所得国</b>	一人当たりGNI: US\$ 1,046以上、 US\$ 1,985以下	ベトナム、インド、パキスタン、キルギス、カメルーン、 ニカラグア など	—
<b>中所得国</b>	一人当たりGNI: US\$ 1,986以上、 US\$ 4,125以下	インドネシア、フィリピン、スリランカ、パプアニューギニア、 グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ポリビア、 モロッコ、エジプト、カーボヴェルデ、ナイジェリア、 ウクライナ、モルドバ など	—
<b>中進国</b>	一人当たりGNI: US\$ 4,126以上 US\$ 7,174以下	ペルー、イラク、チュニジア、ヨルダン など	環境、人材育成、格差是正、防災・災害対策、広域インフラ、農業に限る
<b>卒業移行国</b> (中心国を超える所得水準の開発途上国)	一人当たりGNI: US\$ 7,175以上 US\$12,745以下	コスタリカ、ブラジル、ボツワナ、トルコ など	世界銀行による支援を卒業する(通常5年程度)までの国を対象に、日本として戦略的意義が認められる場合に限る

\*1 一人当たりの国民総所得(GNI)を指標としている。

\*2 HAI(Human Assets Index):人的資源開発の程度を表すために国連開発政策委員会(CDP)が設定した指標で、栄養不足人口の割合、5歳以下乳幼児死亡率、中等教育就学率、成人識字率を指標化したものの。

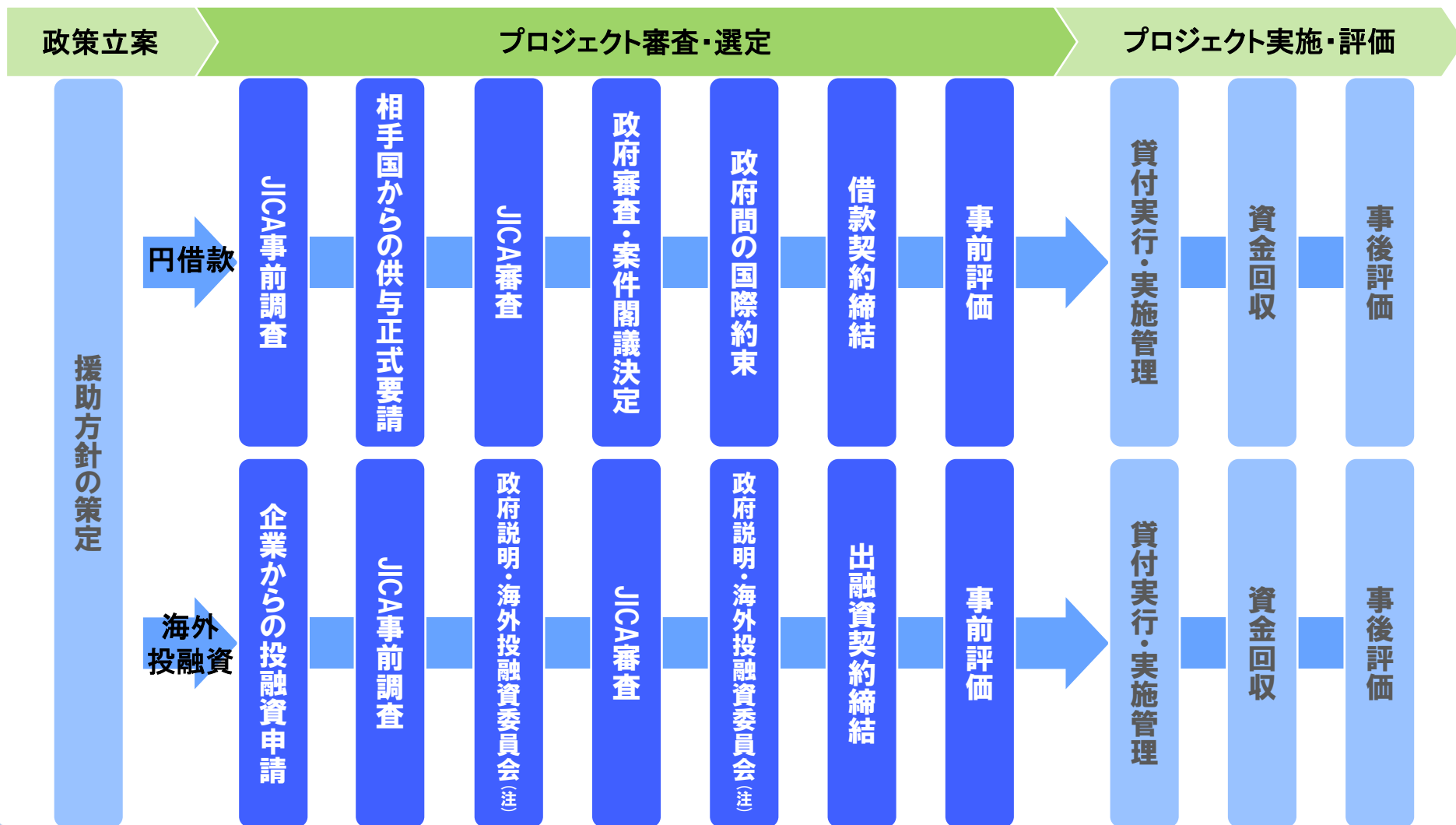
\*3 EVI(Economic Vulnerability Index):外的ショックからの経済的脆弱性を表すためにCDPが設定した指標。

- 海外投融資は、**開発途上国**において民間企業等が行う**開発効果の高い事業**への出資・融資です。対象分野は、①**インフラ・成長加速**、②**MDGs・貧困削減**、③**気候変動対策**、の3分野となります。

# I. サステナブル投資としてのJICA債

## (2) 審査・選定方法

- JICAが実施する有償資金協力業務は**日本政府・外部専門家も交えた厳格な審査・承認プロセスを経て**妥当性の検証をしております。



(注) 第三者から構成され、海外投融资の実施に関し、開発援助及び金融等の知見を踏まえて助言を行うもの。

# I. サステナブル投資としてのJICA債

## (2) 審査・選定方法

### 審査の主なポイント

#### ■ 対象国の経済動向・債務負担能力

#### ■ 政策との整合性

#### ■ 事業の必要性、事業効果、事業計画の妥当性

- 経済協力開発機構／開発援助委員会 (OECD-DAC) による**国際的な事業評価の視点である「DAC評価5項目」**を採用し、**事前評価を行い、事業計画を検証**します。
- 事前評価の結果は、その後のプロジェクトの実施・計画内容についての意思決定に反映されます。また、**プロジェクト開始後は事前評価時に定めた評価計画や評価の指標に基づき、モニタリング・評価を行います。**

#### DAC評価

#### DAC評価5項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	プロジェクトの目標は、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるか等の正当性や必要性を問う。
有効性 (effectiveness)	主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているか等を問う。
インパクト (impact)	プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予測した・しなかった効果を含む。
効率性 (efficiency)	主にプロジェクトの投入と成果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているか等を問う。
持続性 (sustainability)	プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。

#### ■ 環境・社会への配慮

- 環境社会配慮(環境や社会に対する影響の緩和に係る費用を開発コストに内部化させる取組)に必要なJICAの責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針を策定しています<sup>\*1</sup>。
- **事業進捗の各段階で、環境社会配慮について確認**。その手続きは、環境や社会への影響の度合いに応じてプロジェクトを分類する「スクリーニング」、実施を意思決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後までの「モニタリング」から成り立ちます<sup>\*2</sup>。
- **事業毎に上記の経過を公開**すると共に、適切な環境社会配慮を実現できるよう支援をしています。
- 環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた**外部の専門家からなる「環境社会配慮助言委員会」を常設しています**。また、必要に応じて臨時委員会を任命しています。

#### ■ 不正・腐敗防止の強化

- 日本国民及び国際社会に対する説明責任を果たすようコンプライアンスの強化に努めています。
- 2014年10月に事業受注企業による不正腐敗防止の取組を更に促すため、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等について解説したガイダンスを作成し、事業を受注する企業及び相手国政府・実施機関に対して配布することとしました。  
このガイダンスは、関係者の不正腐敗に関する認識を深め、不正対策の徹底を求めるものです。

\*1 2010年7月以降要請の事業に適用

\*2 各種手続きにおいて、世界銀行やアジア開発銀行等のガイドラインと整合性を確保





# I.サステナブル投資としてのJICA債

## (4) Social Bond

### ICMAによるSocial Bond要件の定義

- 2016年6月16日、グリーンボンド原則の事務局を務める国際資本市場協会 (International Capital Market Association: ICMA) は、更なるサステナブル投資の発展・普及に向けて、新たにSocial Bondの定義として、(1)対象事業、(2)透明性確保に係る要件を公表しました。
- JICAは、従来、事業透明性の確保に努めており、JICA債の資金使途である有償資金協力事業は、Social Bond対象事業の要件を満たすだけでなく、資金の透明性確保の観点からも要件を満たしています。

### Social Bondの定義

#### 1 対象事業: Social Project

- 以下の分野などの社会開発に資する事業
  - ✓ 基礎インフラ開発 (上下水、衛生、交通等)
  - ✓ 社会サービスへのアクセス改善 (健康、教育、職業訓練、金融サービス等)
  - ✓ 住宅支援
  - ✓ 雇用創出 (マイクロファイナンス、中小企業支援)
  - ✓ 食糧安全保障
  - ✓ 社会経済開発
- ターゲット層の例示
  - ✓ 貧困ラインを下回る所得層
  - ✓ 社会における少数派グループ
  - ✓ 災害等の影響による脆弱層
  - ✓ 障害者
  - ✓ 移民・難民
  - ✓ 未教育者・未就業者

#### 2 透明性確保の要件

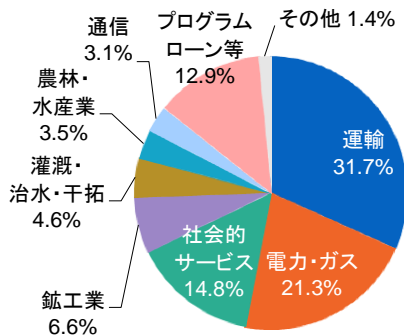
以下4項目に係る透明性が確保されていること。

- 資金使途
- 事業評価・選定
- 資金管理
- 報告

### JICA債の特性

#### 1 対象事業: 有償資金協力事業

##### ■ 円借款対象事業の分野内訳



##### ■ 円借款の事例

###### 【交通インフラ整備に向けた支援】

- ✓ インドアーメダバード・メトロ事業 (第一期)
- ✓ ウガンダカンバラ立体交差建設・道路改良事業

###### 【災害による脆弱層に向けた支援】

- ✓ ネパール緊急学校復興支援
- ✓ ネパール緊急住宅復興支援

###### 【健康増進に向けた支援】

- ✓ ケニアユニバーサルヘルスカバレッジ達成のための保健セクター政策借款
- ✓ バングラデシュ母子保健および保健システム改善事業

###### 【社会経済開発に向けた支援】

- ✓ ヨルダン財政・公的サービス改革開発政策借款

※2015年度貸付承諾金額ベース

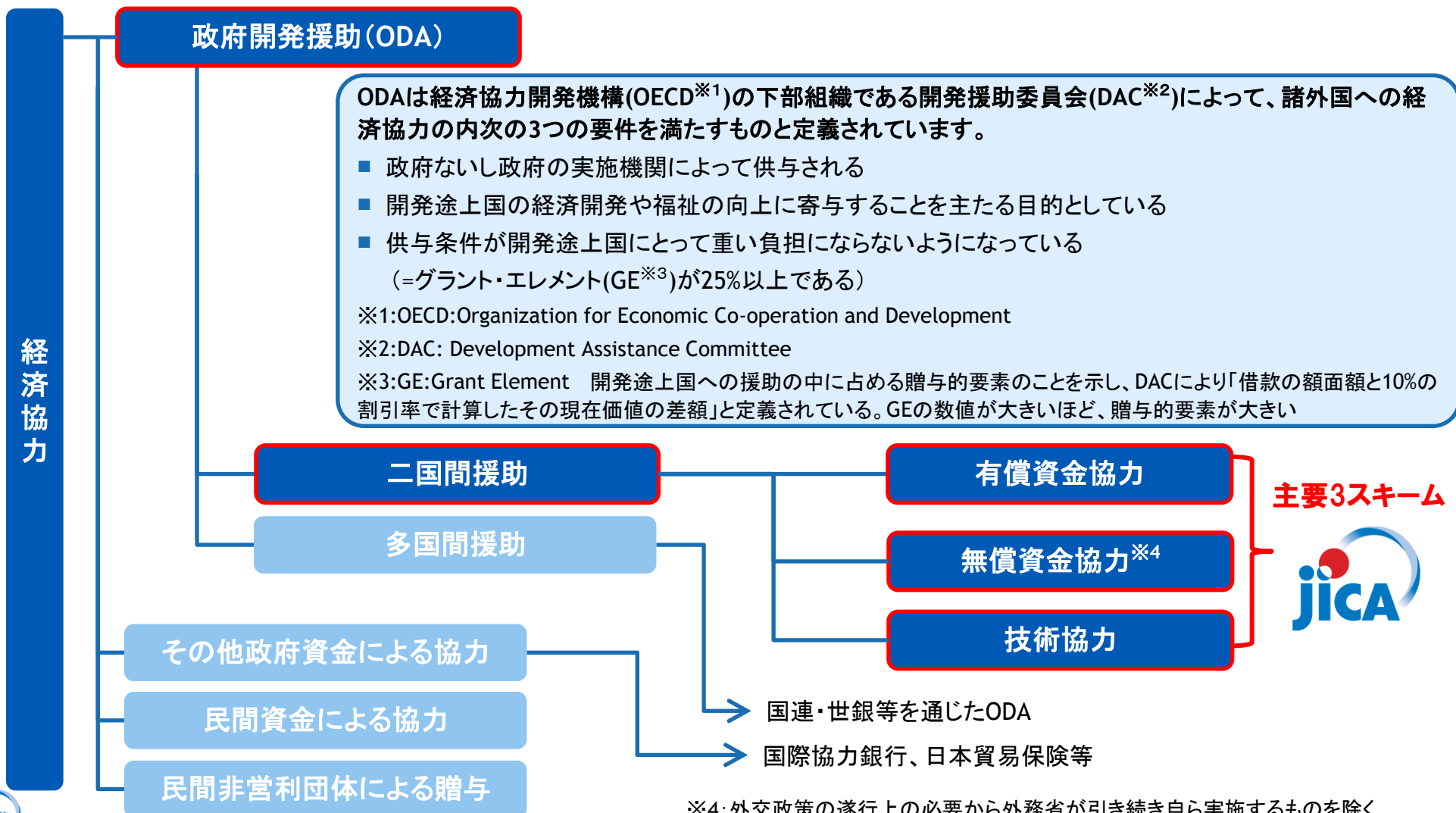
#### 2 透明性確保の取組

- 資金使途
  - ⇒ 国連及び世銀の基準による所得階層のうちLDC～卒業移行国が対象
  - ⇒ 開発協力大綱の基本方針に合致する、国際社会の発展に資する事業が対象
- 事業評価・選定
  - ⇒ OECDに準拠した国際的な事業評価指標を用いた事業妥当性の検証
  - ⇒ 必要に応じて外部有識者による審査プロセスをチェック
- 資金管理
  - ⇒ 有償資金協力業務とそれ以外の業務につき経理を区分
- 報告
  - ⇒ 全ての案件を承諾時に公表、原則として全案件について定量的な指標を含む事後評価を行い、結果をウェブサイト上で公開

# Ⅱ.政策的位置づけ

## (1)経済協力におけるJICAの役割

- JICAは日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国に対する国際協力を展開しています。

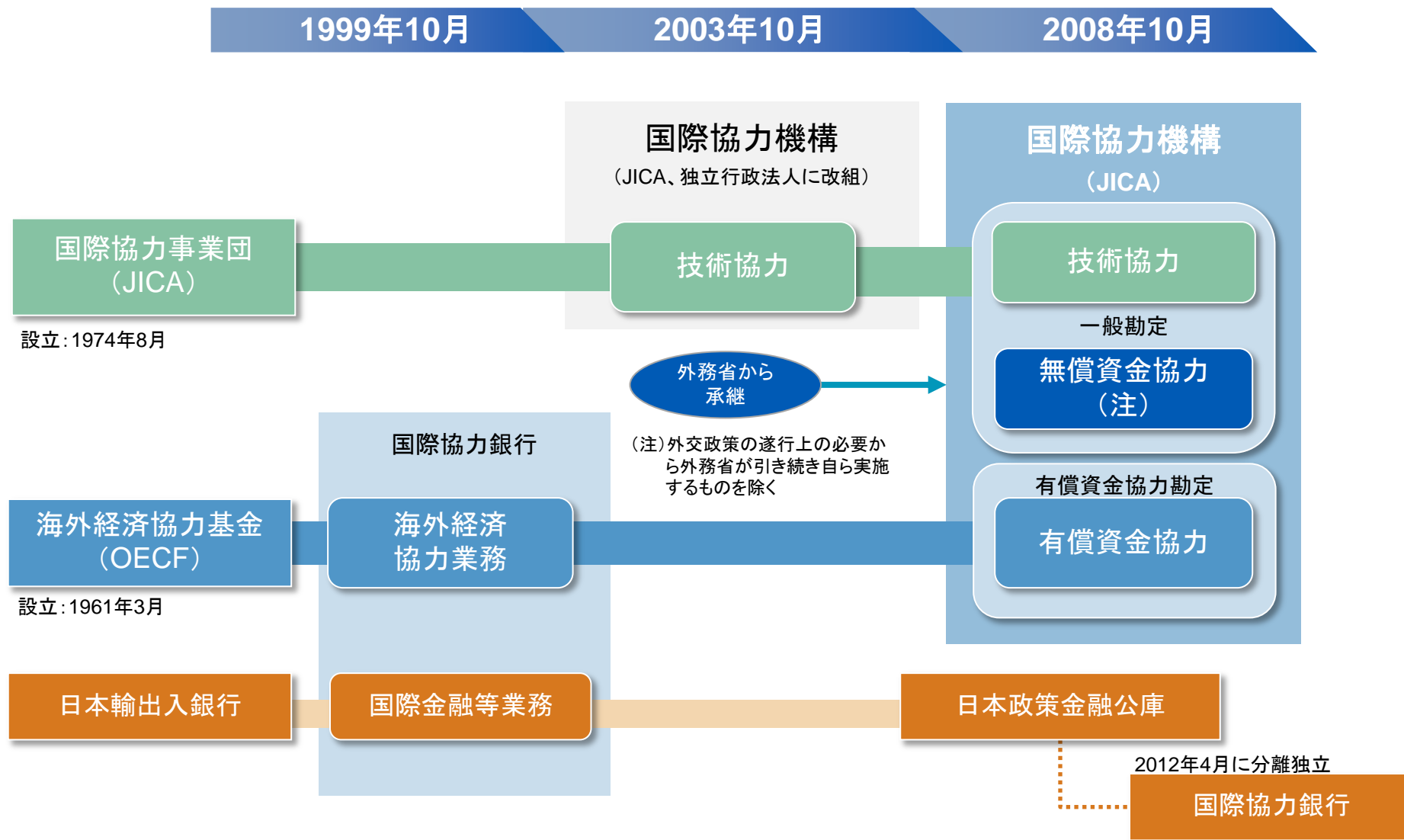


※4: 外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除く

# Ⅱ.政策的位置づけ

## (2) JICA組織再編経緯

- JICAは日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国に対する国際協力を展開しています。

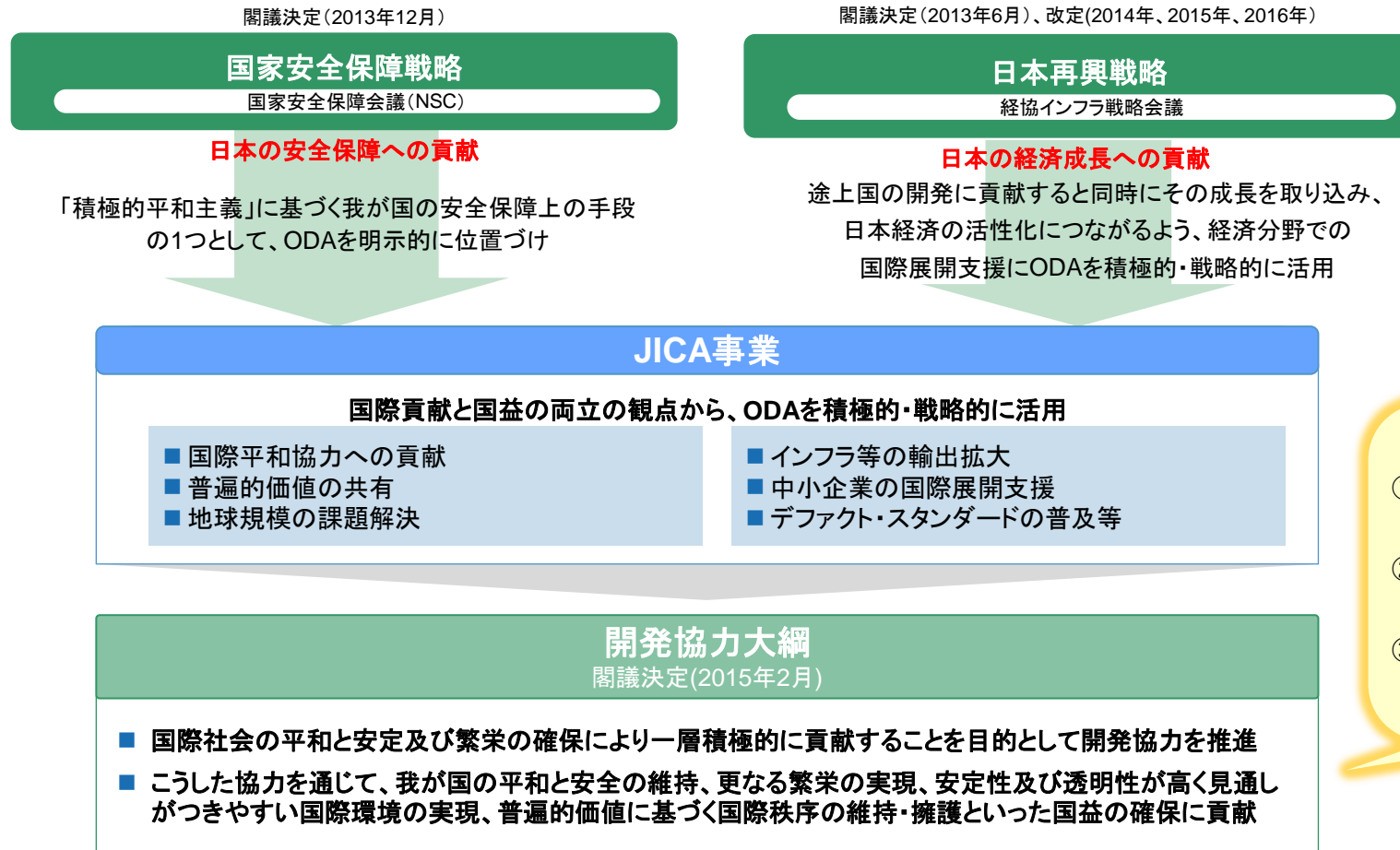


# Ⅱ.政策的位置づけ

## (3) 日本の国家戦略とJICA事業

### 日本の国家戦略におけるJICAの位置づけ

- 2013年度に策定された、①「**国家安全保障戦略(NSS)**」及び、②「**日本再興戦略**」において、ODA等の事業を通じてJICAが果たすべき役割が明示的に位置づけられました。JICAに対して、経済成長戦略及び安全保障戦略という主要な二本の国家戦略における貢献が期待されており、その方針は、2015年2月に改定された「**開発協力大綱**」に引き継がれています。



## Ⅱ.政策的位置づけ

### (4) 質の高いインフラ投資関連施策

#### 円借款の制度改革

- 2015年5月21に東京都内で開催された「第21回国際交流会議 アジアの未来」において、安倍総理により「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱が公表されました。
- その後、2015年11月のASEANビジネス投資サミットにおいて「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、2016年5月には伊勢志摩サミットにおいて「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、安部総理より円借款、海外投融資等の制度改善策が発表されました。これを受けて、JICAは円借款の利便性のさらなる向上に取り組んでまいります。

#### 「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱

##### 第一の柱

日本の経済協カツールを  
総動員した支援量の拡大・迅速化

##### 第二の柱

日本とADBのコラボレーション

##### 第三の柱

JBICの機能強化等による  
リスク・マネーの供給倍増

##### 第四の柱

「質の高いインフラ投資」の  
国際的スタンダードとしての定着

#### 円借款の制度改革

- 円借款の迅速化
- ドル建て借款の創設及び外貨返済型円借款の活用拡大
- サブ・ソブリン円借款における新たな対応（政府保証の例外的免除）  
※いずれもJICAの財務健全性を確保することを前提とする施策

#### ADBとの業務協力

- 2015年12月17日にADBとJICAは具体的な連携枠組みにかかる覚書を締結。主な内容は以下の通り。
- PPP等民間インフラ案件支援のための信託基金創設（2016年3月30日に信託基金設立契約を締結した）
  - 公共インフラ整備促進のための開発途上国政府向け協調融資枠組み

#### 日本のインフラ技術の普及

- 途上国から視察団・研修員を積極的に受け入れ（技術協力）、日本の優れたインフラ技術をグローバルに普及
- 質の高いインフラ投資のモデルケースとしてJICAのインフラ案件を世界に発信（政府は「質の高いインフラ投資事例集」を作成し、世界中の国々と共有）

# Ⅱ.政策的位置づけ

## (5) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (SDGs)

### 概要・方向性

- 2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。
- 17目標(ゴール)・169ターゲット、および230指標で構成。
- 「持続可能な開発」の3側面(経済、社会、環境)への統合的な対応。
- 人々を中心(people-centered)とし、「誰も取り残されない(no one will be left behind)」ことを重視。
- グローバル・パートナーシップの重要性を強調。国内では政府、企業、市民社会、海外。



# Ⅲ. 財務情報

## (1) 円借款供与条件(2015年10月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (2013年)	条件	適用金利	基準/オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
	うち貧困国(注1)				0.01	40	10	アンタイド
LDC		一般条件	固定金利	基準	0.70	30	10	
		優先条件(注2:以下同じ)		基準	0.01	40	10	
貧困国	US\$ 1,045以下	一般条件	固定金利	基準	1.20	30	10	アンタイド
		優先条件		基準	0.25	40	10	
		STEP(注3:以下同じ)	固定金利	基準	0.10	40	10	タイド
低所得国	US\$ 1,046以上 US\$ 1,985以下	一般条件	固定金利	基準	1.40	30	10	アンタイド
		優先条件	変動金利 (注4:以下同じ)	基準	円LIBOR+10bp	30	10	
			固定金利	基準	0.30	40	10	
		STEP	変動金利	基準	円LIBOR-100bp	40	10	
中所得国	US\$ 1,986以上 US\$ 4,125以下	一般条件	固定金利	基準	1.40	25	7	アンタイド
			変動金利	基準	円LIBOR+15bp	30	10	
		優先条件	固定金利	基準	0.30	40	10	
			変動金利	基準	円LIBOR-95bp	40	10	
		STEP	固定金利	基準	0.10	40	10	
中進国	US\$ 4,126以上 US\$ 7,174以下	一般条件	変動金利	基準	円LIBOR+20bp	30	10	アンタイド
			固定金利	基準	1.70	25	7	
		優先条件	変動金利	基準	円LIBOR-90bp	40	10	
			固定金利	基準	0.60	40	10	
卒業移行国	US\$ 7,175以上 US\$12,745以下	一般条件	変動金利	基準	円LIBOR+20bp	25	7	アンタイド
		優先条件		基準	円LIBOR-95bp	30	10	
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。						
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。						

(注1) LDCのうち貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用

(注2) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野

(注3) STEP(本邦技術活用条件)は、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用

(注4) 円LIBOR(6ヵ月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の上限はGE値25%を満たすような水準を確保し、下限金利は0.1%とする

(注5) 災害復旧分野(災害復旧スタンバイ借款を含む)は、所得段階にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンバイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする

(※) GNI: 国民総所得(Gross National Income)

(※) LDC: 後発開発途上国(Least Developed Countries)

(※) STEP: 本邦技術活用条件  
(Special Terms for Economic Partnership)

出所: JICAホームページ

# Ⅲ. 財務情報

## (1) 円借款供与条件— 主要国所得階層別分類

所得段階	一人当たりGNI	国名
LDC	うち貧困国	アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、ミャンマー、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
		アンゴラ、イエメン、キリバス、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、モーリタニア、ラオス、レソト
貧困国	US\$ 1,045以下	ジンバブエ
低所得国	US\$ 1,046以上 US\$ 1,985以下	インド、カメルーン、ガーナ、キルギス、ケニア、コートジボワール、タジキスタン、ニカラグア、パキスタン、ベトナム
中所得国	US\$ 1,986以上 US\$ 4,125以下	アルメニア、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エルサルバドル、ガイアナ、カーボヴェルデ、グアテマラ、コソボ、コンゴ共和国、サモア、ジョージア、シリア、スリランカ、スワジランド、ナイジェリア、パプアニューギニア、フィリピン、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ
中進国	US\$ 4,126以上 US\$ 7,174以下	アルジェリア、アルバニア、イラク、イラン、エクアドル、ジャマイカ、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、チュニジア、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トンガ、ナミビア、パラグアイ、フィジー、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マーシャル諸島、南アフリカ、モンゴル、ヨルダン
中進国を超える所得水準の開発途上国	US\$ 7,175以上 US\$12,745以下	アゼルバイジャン、カザフスタン、ガボン、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、中国、トルクメニスタン、トルコ、パナマ、パラオ、ブラジル、ブルガリア、ベラルーシ、ボツワナ、マレーシア、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モンテネグロ、リビア、ルーマニア、レバノン



# Ⅲ. 財務情報

## (2) 有償資金協力勘定業務規模: 主要援助機関との比較

	JICA 国際協力機構	AFD フランス開発庁	KfW Entwicklungsbank KfW開発銀行	World Bank 世界銀行	ADB アジア開発銀行
	二国間援助機関			多国間援助機関	
参照年度	2014	2014	2014	2014	2014
出資	日本政府 100%	フランス政府 100%	ドイツ連邦政府 80% ドイツ連邦各州 20%	米国 15.1% 日本 8.1% 中国 5.3% など <sup>*4</sup>	日本 12.8% 米国 12.8% 中国 5.5% など <sup>*6</sup>
年間承諾規模	約1兆138億円 <sup>*1</sup>	約1兆905億円	約9,931億円 <sup>*2</sup>	約4兆9,012億円 <sup>*5</sup>	約2兆7,516億円
自己資本比率	80.6% <sup>*1</sup>	8.7%	4.4% <sup>*3</sup>	10.9%	14.6% <sup>*7</sup>

出所: 各機関の開示資料を基にJICA作成

(※)ドル建ての数値については1ドル=120円、ユーロ建ての数値については1ユーロ=135円で換算している

\*1 有償資金協力勘定(2014年度)

\*3 KfWグループ全体

\*5 IBRDとIDAによる2014年度承認総額

\*7 OCRのみ

\*2 KfW開発銀行による2014年度承認総額

\*4 IBRDの議決権シェア

\*6 通常資本財源(OCR)の議決権シェア

# Ⅲ. 財務情報

## (3) 一般勘定予算及び決算: 2016年度予算

### 技術協力

(単位: 億円)

		2015年度	2016年度
		予算	予算
収入	運営費交付金	1,464	1,490
	その他の収入	14	17
	計	1,479	1,507
支出	一般管理費	105	103
	業務経費	1,363	1,390
	受託経費	5	3
	寄附金事業費	0	0
	施設整備費	6	10
	計	1,479	1,507

出所: JICA作成

(※) 億円未満は四捨五入しており、合計と内訳が一致しない場合があります

### 無償資金協力事業規模(外務省予算)

(単位: 億円)

2015年度	2016年度
予算	予算
1,605	1,629

※外務省実施分・JICA実施分を含む無償資金協力全体の予算

# Ⅲ. 財務情報

## (3) 一般勘定予算及び決算:2014年度決算

- 一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金
- 支出予算は、収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていない

### 比較貸借対照表

(単位:百万円)

	2013年度末	2014年度末
流動資産	173,967	193,609
固定資産	48,958	44,889
資産合計	222,925	238,498
流動負債	165,807	184,062
固定負債	2,740	2,811
負債合計	168,547	186,872
資本金	66,701	63,217
資本剰余金	△16,507	△16,743
利益剰余金	4,185	5,151
純資産合計	54,378	51,625
負債純資産合計	222,925	238,498

### 比較損益計算書

(単位:百万円)

	2013年度	2014年度
経常費用	234,337	253,319
経常収益	232,411	254,339
(うち運営費交付金収益)	143,523	144,189
(うち無償資金協力事業資金収入)	85,423	106,528
経常利益	△1,926	1,020
臨時損失	32	89
臨時利益	7	40
当期純利益	△1,951	972
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,894	465
当期総利益	1,943	1,436

# IV.民間連携、地方における取組

## (1)民間連携ツール

更なる市場拡大へのボトルネック

ファイナンス組成上の問題点	案件組成に係るコスト高	事業実施上の不確実性	官民のリスク分担のあるべき姿
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 期間のミスマッチ (特にインフラ)</li><li>■ 高い事業リスク (特にBOP)</li><li>■ 長期で安定的なリスク マネー提供者／レンダーの不在</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 途上国市場の情報不足</li><li>■ 事業実施経験不足</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 完工リスク</li><li>■ 法令／政策／制度変更リスク</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 需要変動リスクへの対応まで取るPPP案件は限定的</li></ul>

### 途上国民間セクター支援においてJICAと連携することのメリット

開発に資する民間事業成立に不可欠な要素を、各種スキームで総合的に支援

⇒ 例: 政策・制度改善、計画立案、運営維持管理指導等の技術協力

インフラを中心とし、途上国での豊富な支援実績を通じ構築した先方政府との関係を活用しリスク軽減の可能性

⇒ 例: 料金政策の着実な実行の担保

途上国におけるネットワーク・知見の提供

⇒ 例: 情報不足の補完(コスト／参入障壁低減)

長期でゆるやかな条件の資金提供

中小企業の海外展開における情報、知見、資金等の提供

民間連携ツール

協力準備調査 (PPPインフラ)	協力準備調査 (BOPビジネス連携促進)	海外投融資	中小企業の海外支援展開
------------------	----------------------	-------	-------------

# IV.民間連携、地方における取組

## (2) 地方における取組

### 日本の企業・大学・行政・市民と途上国をつなぐ

- JICAは国内15拠点を窓口として途上国と日本各地をつなぐ仕事をしています。
- 国内の企業・大学・行政・市民の皆さまが有する経験・ノウハウを活かして途上国の課題解決に貢献するべく取り組んでいます。



# IV.民間連携、地方における取組

## (2) 地方における取組：地方自治体とJICAの連携事例

### ミャンマー共和国ヤンゴン市における水道事業

- JICAはヤンゴン市の水道サービス向上のため、円借款による浄水場整備、無償資金協力による緊急の漏水対策等のハード面、運営維持管理に携わる人材育成のソフト面を支援中。
- 福岡市は水道局職員をJICA専門家としてヤンゴン市に派遣、JICAの研修員として日本に派遣されたヤンゴン市職員に短期の研修も実施。



ヤンゴン市役所にて調印式に臨むJICAミャンマー事務所長

### 水道局職員を JICA専門家 として派遣



### JICA研修員として来日したヤンゴン市職員の 研修受入

# IV.民間連携、地方における取組

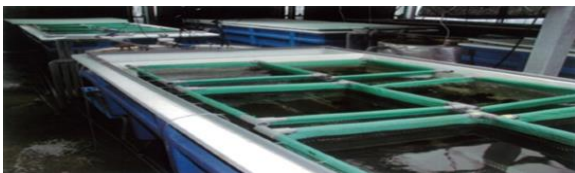
## (2) 地方における取組：中小企業の海外展開支援事例

### ウニの沿岸完全養殖・加工システムの事業展開に関する案件化調査

- 株式会社貝援隊(島根県出雲市)、中浦食品株式会社(島根県松江市)

#### フィリピン共和国の開発課題

- 雇用創出と継続的な貧困削減を実現する「包摂的成長(Inclusive Growth)」を目指している。
- 地域漁民の生活は安定しなく、雇用がない。



#### 中小企業の技術・製品

- 株式会社貝援隊によるウニを受精から収穫まで行う“種苗生産技術”と、中浦食品株式会社による“生産したウニのスチーム加工技術”。これにより、種苗生産～加工まで一貫生産することができる養殖・加工システムを導入する。

#### 調査を通じて提案されているODA事業及び期待される効果

- 普及・実証事業にて、ウニの生産から販売までのビジネス可能性と地域住民の収入向上の実現性を実証する。
- 提案技術は通年養殖が可能で、かつ付加価値の高いウニ加工商品に仕上げるため、関連産業に従事する同国漁民の雇用の維持・確保と脆弱な経済基盤の改善(漁民の収入向上)に寄与する。

#### 日本の中小企業のビジネス展開

- ウニの加工品は、国内外で付加価値の高い収益性のある商品であるため、①寿司ネタ向け、②その他商品向け(例:塩ウニ加工・ウニを用いたソース・ペースト)を想定しており、実際に販路確保に向けた取り組みを行っている。また振り分けとしては、収穫物の50%は寿司ネタとして日本に輸出し、残り50%はフィリピンでの消費と世界への輸出にあてる計画である。

# V. コーポレートガバナンス

## (1) 有償勘定の統合的リスク管理

### 有償勘定のリスク管理態勢

- 有償資金協力勘定統合的リスク管理規程： 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの管理方針を策定
- 有償資金協力勘定リスク管理委員会： 統合的リスク管理に関する重要事項を審議  
委員長： 金融リスク管理業務担当理事  
審議事項： リスクの統合的な管理方針及び分析結果、管理手法等



報告

### 有償資金協力勘定リスク管理委員会

委員長：金融リスク管理業務担当理事

委員： 総務部担当理事、財務部担当理事、資金・管理部担当理事、企画部担当理事、審査部担当理事、総務部長、金融リスク管理担当審議役、財務部長、資金・管理部長、企画部長、審査部長

事務局： 各部担当課長（金融リスク管理課、業務企画2課、信用力審査課、資金課、市場資金課、法務課、決算課）

信用リスク  
（企画部、審査部）

市場リスク  
（企画部、資金・管理部）

流動性リスク  
（資金・管理部）

オペレーショナルリスク  
有償勘定のリスク計量（総務部）

### コンプライアンス及びリスク管理委員会等

オペレーショナルリスク  
有償勘定のリスク計量を除く

監査室



# V. コーポレートガバナンス

## (2) 信用リスク

### 有償資金協力勘定における信用リスクの特徴

- 貸出の大宗は外国政府向け(ソブリン融資)
  - ⇒ 債権国会議(パリクラブ)の公的債権保全スキームを活用したソブリン債権管理(→パリクラブについては次ページをご参照)
- 政府の政策的要請に基づき供与額・供与先が決定される
  - ⇒ 個別与信判断や与信集中管理の自由度が少ない(特定少数の供与先という特殊性)
- 円借款債権は長期貸出が前提
  - ⇒ 貸出中に貸付先の政治・経済状況の変化等により債務負担能力が変化する可能性が高い

### 有償資金協力勘定における信用リスク管理

- 原則として全ての与信先に対して信用格付を付与。信用格付は与信先のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを実施
- 民間金融機関と同様、有償資金協力勘定においては金融検査マニュアルに沿った資産自己査定を実施
- 資産自己査定を踏まえて引当金を計上

# V. コーポレートガバナンス

## (2) 信用リスク(公的債権保全のメカニズム)

### JICAの公的債権者としてのステータス

- JICAのソブリン債権は相手国の公的債務として取り扱われる＝債権国会議(パリクラブ)での交渉・支援対象

### 債権国会議(パリクラブ)とODA債権の位置づけ

- パリクラブとは、対外債務の返済が困難となった国に対して、二国間公的債務(ODA債権及び非ODA債権)の債務再編措置を取り決めるための国際会合(フランス経済財政産業省が主催)
- 債権国、債務国とも政府が代表となって交渉
- 債務国がIMFとの間で融資を伴う経済プログラムに合意している事を前提に債務再編措置(繰り延べ又は削減)を行う
- ODA債権と非ODA債権を区別しており、ODA債権は債務削減ではなく繰り延べによる対処が原則

### 政策的判断により債務が削減されたケースー旧JBIC経協勘定における債務救済の経緯

- 西暦2000年(平成12年)に向けて最貧国の債務帳消しを求める国際世論が活発化、平成14年11月、日本政府は、債務救済対象国(重債務貧困国(HIPCs)等)に対する債務救済の方法を、従来の「債務救済無償の供与」から「JBIC円借款債権の放棄」に変更することを決定
- これを受け、平成14年度決算(旧JBIC海外経済協力勘定)以降、債権放棄対象額(8,764億円)について償却もしくは個別引当済み。引当や債権償却の原資として、積立金及び各年度の利益金を充当する一方、財務基盤安定の観点より平成15年度以降平成21年度まで交付金の形で予算上の手当てを受けた

# V. コーポレートガバナンス

## (3) 市場リスク

### 有償資金協力勘定における金利リスクの主な要因

- 円借款の貸付金利(供与条件)は承諾時に日本政府によって政策的に決定される
- 円借款は事業の進捗に応じて貸付実行されるものが大半であり、貸付金利の決定のタイミングと資金調達のタイミングにずれが生じるため、この期間の金利変動リスクを負っている

### ALM業務

- 金利推移モデルを使用したシミュレーションを実施。各種リスク要因への感応度の低いポートフォリオの模索
- デュレーション、BPV、GPS、EaR、ストレステストの確認・分析等リスク現況の定期的なモニタリングを通じ、リスク管理施策の調整を適宜実施

注)BPV: Basis Point Value, GPS: Grid Point Sensitivity, EaR: Earning at Risk

### 金利リスクへの対応

- 法制度上の手当てによる自己資本の備え ← 出資金受入、利益剰余金積立(準備金)
- 2010年度より金利スワップを実施
- 負債調達(財融借入及びJICA債)の条件多様化
- 円借款供与条件の改定(供与条件見直し頻度の増加、変動金利貸付の拡充等)

### 価格変動リスクへの対応

- 保有している株式は、政策目的で保有しており、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価損の変動をモニタリングしている

### 利回りの推移

単位:%

	2013年度 (A)	2014年度 (B)	(B)-(A)
資金運用勘定	1.81	1.84	0.03
貸付金	1.65	1.55	▲0.11
出資金	28.25	64.59	36.33
預金+有価証券	0.03	0.04	0.00
資金調達勘定	1.52	1.42	▲0.10
借入金	1.49	1.41	▲0.08
債券	1.71	1.47	▲0.24

(注)利回りは、期中利息収入・費用を平均残高で割ったもの。

# V. コーポレートガバナンス

## (4) 流動性リスク、オペレーショナルリスク

### 流動性リスクへの対応

- 有償資金協力勘定における資金調達は、主として政府からの資金(財政投融资及び一般会計出資金)であり、市場からの調達(JICA債及び短期借入)は限定的であることから、流動性リスクには一定の耐性がある
- 一方、資金繰りリスクとして、予期せぬ延滞の発生等が存在し得ることから、以下の対応をとっている
  - ・ 資金需要に応じた一定の手許余裕金を確保
  - ・ 短期的な資金ギャップに対応する機動的な資金調達手段として、民間金融機関からの借入枠を確保
  - ・ 余裕金運用は、「安全かつ効率的な」資産に限定して実施(通則法第47条、JICA法第36条)

### オペレーショナルリスクへの対応

- 事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内拠点、海外拠点の監査を実施
- 「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員および関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めている
- コンプライアンスの推進、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めている

## お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 資金・管理部 市場資金課  
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル  
TEL: 03-5226-9279  
FAX: 03-5226-6387  
URL: <http://www.jica.go.jp/investor/index.html>

### 免責事項

本資料は、当機構に関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、債券の募集、販売などの勧誘を目的としたものではありません。また、本資料に記載されている機構以外の国内機関、国際機関、統計数値などにかかわる情報は、公開情報などから引用したものであり、情報の正確性などについて保証するものではありません。

債券への投資をご検討される場合には、当該債券の発行にあたり作成される債券内容説明書およびその他入手可能な直近の情報などをご確認頂き、投資家の皆様のご自身の責任でご判断下さいますようお願い致します。